

令和7年度「京の食文化ミュージアム・あじわい館」運営委託業務に係る
公募型プロポーザル募集要領

1 趣旨

この要領は、令和7年度「京の食文化ミュージアム・あじわい館」運営委託業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）実施要綱に定めるもののほか、募集について必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

令和7年度「京の食文化ミュージアム・あじわい館」運営委託業務

(2) 業務の目的及び内容

別紙の令和7年度「京の食文化ミュージアム・あじわい館」運営委託業務仕様書のとおり

3 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 業務委託金額の上限

31,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

うち京都府	4,000千円以内
京都市	27,500千円以内

※ 別紙の令和7年度「京の食文化ミュージアム・あじわい館」運営委託業務仕様書「3 業務内容」の料理教室事業及び講演会事業に係る参加費（事業で使用する食材費や食材調達費に相当するもの）は、委託金額に含まない。

※ 京の食文化ミュージアム・あじわい館運営委託業務の実施については、京都府及び京都市の令和7年度予算の議決を前提とする。

(3) 契約期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

(4) 委託料の支払条件

原則、通常払いとするが、受託候補者から申し出があった場合は前金払いとすることができる。

(5) その他

ア 事業提案の内容に基づく見積額は、物価の上昇等の正当な理由がない限り契約時に増額することは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意すること。

イ 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ京都府及び京都市の承認を得ることとする。

ウ 京の食文化ミュージアム・あじわい館は、京都府・京都市協調施設であることから、共同での事業運営を円滑に実施できることを前提とする。

4 参加資格

応募の資格者は法人又は法人以外の団体とし、次の要件を満たす者とする。

- (1) 京都府及び京都市の競争入札参加有資格者であること。
- (2) 現に京都府及び京都市から競争入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。また、次に掲げる者でないこと。

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 次のいずれかに該当する者

- (ア) 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
- (イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- (ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不正に利用している者

5 応募手続等

プロポーザルに参加する者は、次に示すところにより以下の応募書類を提出すること。

※ 審査委員会の日程等詳細は、別に連絡するものとする。

(1) 応募書類の提出

ア 提出書類及び提出部数

- (ア) 参加表明書 1部（第1号様式）
- (イ) 会社概要（登記簿謄本の写し、直近1期分の決算報告書等財務状況の分かる資料） 1部
- (ウ) 企画提案書（任意様式） 6部
内容に関しては、仕様書を十分理解し、作成するものとする。
提出書類の様式は、A4横書き10枚程度（図表等についてA3を用いることは可能、ただし、A4に折り畳むものとする。）にまとめるものとし、6部ともクリップ等で仮留めして提出すること。
- (エ) 見積書（任意様式） 6部（正本1部、副本5部）
見積書は内訳も添付すること。

イ 提出期間

令和7年2月28日（金）から令和8年3月13日（木）午後5時（ただし、土日を除く。）

受付時間は午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

ウ 提出方法

事前に電話予約のうえ、下記「5（2）応募書類の提出先及びお問合せ先」まで事業内容を説明できる者が直接持参すること。

(2) 応募書類の提出先及びお問合せ先

〒600-8847

京都市下京区朱雀分木町80番地

京都市中央卸売市場第一市場管理事務所 担当：松本、清水

電話 075-311-6274

FAX 075-311-6970

電子メール dailsijogyomu@city.kyoto.lg.jp

※ 管理事務所の営業時間は、土日を除く午前8時30分～午後5時まで

(3) 仕様書等に対する質疑応答

ア 質問期限：令和7年3月6日（木）午後5時（必着）

イ 質問方法：持参、郵送、電子メール、FAX（FAXの場合は、別途電話連絡のこと）により（2）の提出先に提出。

ウ 質問様式：任意であるが、以下の項目を明記のこと。

・件名は、『『京の食文化ミュージアム・あじわい館』運営委託業務に係る質問』とすること。

・質問者の会社・団体名、部署名、担当者の氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。

エ 回答方法：質問者及び参加表明書提出者に令和7年3月11日（火）午後5時までに電子メールまたはFAXにより回答する。

(4) 審査

審査はヒアリングにて行う。ヒアリングの開催日時、場所、留意事項等については、提出期限までに必要書類を提出した者に対して、提出期限後に別途通知する。

(5) 審査結果の公表

京都市情報館（京都市公式HP）上にて公表する。

(6) 注意事項

ア 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる参加表明書及び企画提案書

参加表明書及び企画提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。

(ア) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの

(イ) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(エ) 提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明した場合

(オ) 業務委託金額の上限を超えた受託価格での提案を行った場合

ウ 審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合は失格とする。

エ その他

(ア) すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(イ) 提出された企画提案書は、受託候補事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。

(ウ) 提出された書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

- (エ) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (オ) すべての提出書類は、返却しない。
- (カ) 提出された提案書は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- (キ) 本委託業務に係る予算が成立しないときは、この募集は無効とする。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、受託候補者は、その費用を京都府または京都市に請求することはできない。

6 業務実施上の条件

- (1) 統括責任者を選定し、その者が主として業務の管理・進行を行うこと。
- (2) 業務の打合わせは適宜行う。また、打合せには統括責任者が出席すること。
- (3) 業務の実施に伴い必要となる資料のうち市場の現況や他都市の状況等、京都府及び京都市が所有するものについては、可能な限り提供する。
- (4) 本業務の実施及びその他これに関連又は付随して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

第1号様式

令和7年度「京の食文化ミュージアム・あじwai館」運営委託業務に係る
公募型プロポーザル参加表明書

令和7年 月 日

(あて先)

令和7年度「京の食文化ミュージアム・あじwai館」運営委託業務に係る公募型
プロポーザル審査委員会

住所又は所在地

称号又は名称

代表者氏名

印

下記の件に係るプロポーザルの募集について、令和7年度「京の食文化ミュージアム・あじwai館」運営委託業務に係る公募型プロポーザル応募要領記載の条件を承諾し、同要領4に記載の参加資格を有することを誓約し、参加表明します。

なお、添付した書類の内容については、事実と相違ないこと、参加資格確認のための書類提出を求めた際は、これに誠意をもって応じることを併せて誓約します。

記

1 件 名 令和7年度「京の食文化ミュージアム・あじwai館」運営委託業務

2 連絡先 担当部署名
担 当 者
電 話 番 号
E - m a i l